

土地改良区からのお願い

組合員資格の資格得喪通知手続きについて

- ① 農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ② 売買等で資格が異動した場合
- ③ 相続、贈与により異動した場合

土地改良区の台帳は組合員からの異動通知により更新されることになっています。手続きを怠りますといつまでも組合費がかかることとなります。

他目的使用について

土地改良区が管理している道路や水路を農業以外に使用する場合、他目的使用契約書の締結が必要です。また、使用期間満了後、継続して使用する場合も再度契約書の締結となり、使用しない場合は、廃止手続きを行ってください。無断使用の場合は、施設を撤去のうえ改修費用をご負担いただきます。使用料は下記の通りです。

ご不明な点がありましたら担当までご連絡ください。なお、広告看板類は許可しません。

使用料金（5年分）

- ① 水路の乗り入れ（橋など）㎡当たり 7,200円
 - ② 浄化槽排水 1人槽当たり 1,800円
 - ③ その他
- 担当 管理課 管理係 TEL 381-7092 (直)

決済金について

区域内における農地が転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を

残された農地を耕作している組合員が負担することになり、その加重負担を招くこととなります。このようなことが起きないようにするために農地を転用するとき土地改良法に基づき一定額の決済金を徴収し、それぞれの経費に充当していくものであります。

農地転用するとき決済金がかかります。

- 田 65万円（千㎡当たり）
- 畑 16.3万円（千㎡当たり）

賦課内訳の添付と内容確認について

平成20年度より組合費賦課金通知書に賦課（土地）内訳書を添付し賦課令書を発送することになりました。この内訳書により組合員の皆様から年ごとの農地異動を確実に把握していただく事で土地改良区業務の円滑化も可能となります。

なお、内訳書の内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの亀田郷土地改良区出張所までお問い合わせをお願いいたします。

不法投棄防止にご協力を!

農道・用排水路の溝畔敷きに枯れ木・廃材や電化製品等さまざまなゴミが捨てられています。こうした心ないゴミの投げ捨てにより、施設の維持管理に支障となるばかりか多額な処理費がかかっています。

不法投棄を目撃された方は車のナンバーを控え土地改良区までご一報くださるようお願いいたします。

用排水管理機能が親松排水機場に移転します

亀田郷土地改良区では、親松排水機場を除く用排水機場などの施設の運転操作を本部3階の集中管理室で行っていますが、この度これらの機能の全てを親松排水機場へ移転することになりました。平成20年には親松排水機場の運転操作業務を新潟県農地部より受託しており機能の移転により用排水一元管理が行え、更なる効率化が期待されます。

これに伴い、用排水に関する連絡、問い合わせ先も下記の変更となります。なお、ホームページでは引き続き用排水施設の運転状況をご覧いただけます。

組合員の皆様にはご迷惑をおかけしますがご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

用排水機場の運転操作に関する連絡、お問い合わせ先 (平日、夜間、休日いずれも)

Tel 280-0300 Fax 280-0377



今度は親松排水機場から操作を行います。

亀田郷用水情報提供のお知らせ



(携帯版・用水計画)



(パソコン版・用水計画)

亀田郷土地改良区では、パソコン・携帯電話を使った用水情報の提供を行っております。各水系毎に最新の用水情報をご覧いただくことができます。本田用水の開始時期や中止、断続運転等のお知らせから、天候等による用水運転の停止や開始状況等随時更新いたします。ご利用頂くのに申し込み等の手続きは一切必要ありません。パソコン・携帯電話をお持ちの方なら、どなたでもご覧いただくことができます。

パソコンからは <http://www.kamedagou.jp/keikaku/index.html>

携帯電話からは <http://www.kamedagou.jp/i/keikaku/index.html>

ご希望の方には用水情報更新の案内を、携帯電話のメールでお知らせしております。メールでの通知を希望される場合は申し込み手続きが必要となります。詳しくは亀田郷土地改良区 企画課 水土里係へお問い合わせください。

農作業開始のまえに 溝畔の清掃を!!

水路溝畔は水路を維持するためのものであって作付けするところでもなく、ゴミ捨て場でもありません。溝畔をきれいに整備しておかないと、雨期に思わぬ被害を出すことがあります。…ご注意を

- | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|------------|------------|
| 監事 | 監事 | 代表
監事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 副
理事長 | 理
事長 |
| 大野春樹 | 小林春樹 | 佐藤進 | 鈴木博 | 渡辺治 | 田中明 | 川崎健輔 | 山崎健實 | 堀川幸一郎 | 榎並弥 | 三浦澄郎 | 陸浦忠 | 丸山征一 | 五十嵐修平 |
| (亀田郷土地改良区) | (亀田郷土地改良区) | (亀田郷土地改良区) | (大形工区) | (石山工区) | (山湯工区) | (鳥屋野工区) | (曾野木工区) | (両川工区) | (亀田工区) | (大江山工区) | (横越工区) | (亀田郷土地改良区) | (亀田郷土地改良区) |

去る2月6日亀田郷地域センター理事会を開催し、土地改良区、各工区から推薦のあった方々を新役員に選任し、新役員体制を決定しましたのでお知らせいたします。

亀田郷地域センター新役員